



<資料>戦後大阪の経済団体

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002177

戦後大阪の経済団体

藤井定義

経済団体と一口にいっても、その内容は複雑多種である。大は経済団体連合会・日本商工会議所のようなものから、小は地方の町にある商工会・商店街のようなものまである。しかしここで取り扱う大阪の経済団体とは、いわゆる関西経済五団体すなわち大阪商工会議所・

関西経済連合会・関西経済同友会・関西經營者協会・大阪工業会であるが、そのほか経団連大阪事務所については、最後に少し触れた。そこでこの五団体が、戦後どのようにして設立されたか（もつとも大阪商工会議所や、大阪工業会は戦前からあつたが）、またその活動はどうであったかを中心に、五年間の歩みを概説することにした。

戦後経済団体の特色　さて戦後の経済団体は、戦前、戦時中のそれは性格を一変した。敗戦により戦時経済団体から、戦前のものへとその機能を回復したのではなく、経済の民主化に基づく新規の団体に変改されたのである。

第一の特色は、新しい機能を与えられたというのではなく、戦前に営まれていた機能を大きく制約されてしまったことである。それは戦前の経済団体が保持していたカルテル的機能の否定であり、また強制加入原則の否認であった（後述するが両者とも後に多少緩和された）。ということは重要産業団体令をはじめ、商工組合法、商工経済会法などの経済団体組織法としての戦時立法が次々に廃止されて、戦前の法的団体

が享有していた加入強制権は認められなくなったことと同時に、経済民主化の基本線である私的独占の禁止と、それに基づく事業者団体活動の制限によって協同組合その他の法的な団体をのぞいて、カルテル的統制機能をはじめとするその経済活動は大きく制限されてしまったことを意味している。

各種団体のカルテル化は、公正競争を阻害するものとして避けられ、あらゆる統制は政府自身が行なうべきであるという原則のもとに、経済団体の統制介入は認められなくなった。

そこで戦時中統制会などが行使していた国家統制代行機能は、新たに誕生した各種公團によって受けつがれ、経済団体は、

再び民間経済団体に復帰したが、平時経済団体として當む機能は、少なくとも、その成員に対する把握力に関する限り、戦前に比べていぢりしく弱められたことは間違いない。

第二の特色は、戦後の労働問題の解決を目的とする経済団体が発足したことである。もっぱら経営者の立場から、労働問題を研究する特種な団体の出現がそれである。

経済団体の大別

総合団体の経済団体連合会（経団連）、各地の商工会議所を中心とした地域別総合団体としての日本商工会議所（日商）、進歩的態度と所属企業の立場にとらわれない政策

批判を行なう経済同友会、労働雇用問題を一手に取り扱う日本経営者団体連盟（日経連）の四つに大別され、さらに西日本経済を背景とし、京阪神を地盤とする産業別広域団体で、政治との接触もうすく、純経済的立場に立つ、関西経済連合会（関経連）があげられる。

（注）戦後経済団体の特色の項の記述は、大阪商工会議所・大阪経済調査会共編「大阪経済年鑑」（昭和二五年版）五四七頁による。

I 大阪商工会議所

商工会議所は、元来商工会議所法に基づいて設定されたものであるが、第二次大戦により、政府は戦争経済体制をかためるため、従来の経済体制の再編成を行ない、もって戦争を遂行しようとしたので、一八年三月三一日限りで同法を廃止した。そしてそれに代る商工経済会法が公布され、ここに全国の商工会議所は解散し、新たに一府県一商工経済会設立の原則のもとに、商工経済会が発足することになった。大阪府下では、大阪・堺・布施の三商工会議所が改組・合併され、大阪府商工経済会となり、大阪商工会議所にその本部をおき、堺と布施にはそれぞれ支部を設けた。そして二一年一〇月大

阪商工會議所が再開されるまでは、この組織の名称のもとに活動したので、まず戦後本会の行なった活動から述べることとする。

大阪府商工 経済会 さて戦後日本の新生は、ポツダム宣言受諾により、経済の民主化という方向が示された。そしてまたこれを忠実に履行する義務があった。政府は戦争中の各産業統制方式を解き、自主的な統制団体へと変改していく。本会も戦後間もない混乱したこの時期に、経済民主化への道標として次々と建議を発したことは、目をみはるものがあり、具体的にこの点を述べていくことにする。

二〇年一月一二日付で、商工大臣・商工省総務局長宛に「経済の自主的統制方式に関する建議」を提出した。内容は、工業諸原料および食糧不足の現状よりして、一挙に統制を撤廃するのではなく、自主的な型で経済を統制すべきであるとし、今までの官僚の独善的な統制を民主団体に委任すべきであると論じたものである。また同日付で、経済民主化の一環として「国有国営事業の払下に関する建議」を内閣総理大臣・大蔵大臣・鉄道大臣・逓信院総裁宛に提出し、国有国営事業の払下げで、独占事業の廃止を行なうべきだと述べたのであった。その払下げるべき事業の種類は、国有鉄道・電信電話

事業・たばこ専売事業であり、払下げ方式は、独占事業を許容しないため各事業を適当に分轄払下げる形をとり、払下げ金の払込みによってインフレ防止となり、一方払込まれた金は、政府支出の充用などに当てることにしていた。二一年六月には「工業経営の民主化に関する方策要綱」を、商工大臣宛に提出した。この内容は、工業経営の民主化の本質がどこにあるかについて述べ、特に民主的工業経営は、技術的社会的に(1)国民経済全体の維持発展に貢献すべきこと (2)技術的生産性高く、国民大衆の物的福祉の増進に貢献すべきこと (3)企業者の創意活動を旺盛ならしめると共に、従業員の勤労意欲を発揚すべきであるとし、工業経営の能率を昂揚するに直接必要な方策と、工業経営の社会的様式を民主化するに必要な方策とを取り扱っている。

以上述べたところは、すべて日本経済の民主化を達成せんとする本会の建議であり、戦後間もなくこのようない提案をしたことは、注目されてよい。

このほか本会は、二〇年一月一二日には「貿易庁の運営と協力民間機関に関する建議」を京都府商工經濟会・貿易会関係者と神戸貿易会が加わり、政府へ提出した。また戦後の食糧危機を乗りこえるために、同日付で「食糧緊急対策に関

する建議」を内閣総理大臣・農林大臣・農林省食糧管理局長宛に提出した。一方戦争により壊滅的打撃をうけた大阪の復興計画についても、一月一二日に「大阪港及び西大阪地盤沈下地帯の整備に関する建議」を大阪府知事・大阪市長に提出し、大阪市の復興は、なにをさしあいても港の再建と、西大阪地盤沈下地帯の整備方策の確立を、早急に実施すべきことを説いている。さらに「大阪市将来の経済的性格に関する意見」や「大阪市の都市形態復興に関する対策」と題して、

戦後経済の悪化・混乱を克服すべき対策を相次いで発表した。

大阪商工会議所の再出発 上述のように経済会は、次々と経済民主化達成に向つて種々な対策を建議したが、もともと戦時の統制経済体制を完遂するため設けられた統制的な団体を指向していたため、終戦により商工經濟会法が廃止されると、その結果大阪府商工經濟会も解散するに至つたのは当然であった。

一方戦後、経済の民主化が目標になると、自主的な経済団体が要望され、そこで再び大阪商工会議所が出発することになつた。大阪商工会議所の再編成については、大阪財界の有力者が発起人となり、二一年七月一三日協議の結果「社團法人大阪商工会議所設立準備実行委員会」を設置し、同委員会

において設立準備が行なわれ、九月一〇日に創立総会を開催し、設立を可決し、九月一七日には商工大臣の設立認可を受け、社団法人として自主的な経済団体ができあがり、ここに大阪商工会議所が再出発するに至つた。

大阪商工会議所定款の変遷 さて再出発した大阪商工会議所が、どのような活動を行なつたかをみると、商工會議所法の制定とそれとともに大阪商工会議所の定款の変遷による機構の推移をたどることとする。

まず二一年一〇月の社團法人大阪商工会議所定款には「本会議所は商工業界の輿論に基き、綜合的に商工業の改善発達を図ることを目的とする」と述べているように、とくに商業界の世論によって、商工業の改善発達を図るという民主的な方向を示している。そしてこの目的を達成するために、次の一の事業を行なうことときめている。

- (1) 商工業の改善発達に関する意見の決定及表明
- (2) 商工業の振興に関する施設並營造物の設置及管理
- (3) 商工業に関する調査研究及通報
- (4) 商工業に関する証明鑑定並仲介斡旋又は仲裁
- (5) 商工業に関する慣習の改善
- (6) 國際親善並通商振興に関する施設

- (7) 中小商工業の経営並技術の改善に関する施設
- (8) 商工業に関する講演、講習及見学会等の開催、検定試験の執行並資格の認定
- (9) 商工業の振興に必要にして且當利を目的としない經濟行為
- (10) 商工業に関し、官公署及団体等との連絡及斡旋
- (11) その他本会議所の目的を達するに必要な事業

役員は会頭一名、副会頭二名、常務理事一名、理事一〇名、監事二名、評議員六〇名からなり、常務理事以外はすべて名

誉職とした。評議員は総会において会員中から選び、会頭・副会頭・理事および監事は評議員会において評議員の中から選出され、このほか顧問もおいた。

このような目的、事業、役員で再出発したが、その後二三年九月定款を改正し、事業に「外国事業者との商取引に関する紛争の仲裁又は解決」という一項目を加え、一二項目とする。

（基準及び原則）

役員も理事一五名、監事三名、評議員一二〇名と拡大し、さらに評議員の選出方法も、(1)定員中四〇名は、立候補者に対

する全会員の直接選挙によつて定める (2)定員中六〇名は、全会員を業種別に組織する各部会(一部会)所属員中よりその互選によつて定める (3)定員中一〇名は、会員選挙なら

びに部会選出による評議員(一〇〇名)の協議の上、推せんによって定めることになった。

その後二五年五月三一日法律第二一五号により商工会議所法^(注)の制定をみた。しかしこれら戦後の商工会議所は、アメリカの商業会議所の制度に基づき、会員の任意加入、会費の自由徴収を行なう社団法人であった。

（注）

商工会議所法

（法律の目的）

第一条 この法律は、商工業の改善発達を促進し、あわせて社会一般の福祉の増進に資するために、商工業者又は商工業の改善発達に寄与しようとする者等の組織する商工会議所について定め、その健全で、且つ、民主的な発達を図ることを目的とする。

第二条 商工会議所は、左の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 その地区内の商工業の改善発達を促進し、あわせてその地区内の福祉と繁栄を増進することを目的とすること。
二 会員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

三 会員は各々一箇の議決権を有すること。

四 その名称中に、商工会議所の文字を用いていること。

2 商工会議所は、特定の会員の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

3 商工会議所は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(法人格)

第三条 商工会議所は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設定される法人とする。

(地区)

第四条 (略)

第五条 (略)

(事業)

第六条 商工会議所は、その目的を達するため、事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の定めるところに従つて、左に掲げる事業を行うことができる。

一 商工会議所としての意見を公表し、又は適当な行政等に申し出ること

二 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、

若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること

三 外国における通関のため必要がある場合において、輸出品の原産地証明をすること

四 依頼に応じて、必要な証明又は鑑定をすること

五 営業用でない施設を維持し、又は運用すること

六 講演又は講習を行うこと

七 見本市又は展示会を開催し、依頼に応じて臨時に即売すること

八 会員その他の者と外国の事業者との間の事業に関する紛争を仲裁し、又は解決すること

九 依頼に応じて、事業者又は商品を紹介すること

十 商工業その他に関して相談に応ずること

十一 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するため必要な業務を行うこと

第七条 (略)

(公正取引委員会の権限)

第八条 (略)

そこで、一定水準以下の会議所を整理すると同時に、戦前の
ような地域内商工業者の強制加入、強制徴収まではいかないが、段階的に一定水準以上の業者を準会員的な形で関連させ、商工会議所を強化しようとする会議所法改正案が、二八年三月に日本商工会議所の働きかけにより、自由・改進の両党から共同提案されたが、衆議院の解散により審議未了となり、改めて第一六国会に自由・分党派自由・改進・社会両派によって共同提案され、八月一日公布、一〇月一日から施行された。原案作成は日商を中心として、全国各地区会議所の代表が当たり、通産省担当官も参加した。改正の主な点は次のとおりである。

- (1) 地域団体的性格を与えるため、地区内の一定規模以上の商工業者を「特定商工業者」として、議員選挙権を与えるとともに、法定台帳の作成について分担金を課す。
(第四一条第一二条)
- (2) 従来通産省の内規であった認可規準を、都市人口三万以上、会員数は四〇〇名以上、予算は事業費一〇〇万円以上、事務室、会議室等の施設、専務理事およびその他に職員五名以上など若干引き上げて設立認可規準を法定した。(ただし本法の規定は抽象的に定めてある)

(3) 従来の最高意思決定機関は、会員総会であったが、徒らに人数が多いだけで実効の割に経費その他無駄が多いとして、最高機関を議員総会（議員三十名以上一五〇名以内）とし、従来の役員会を常議員会として組織を強化した。（第四一・四二・四四・五一條）

(4) 事業者団体法その他の拘束を受けず、事業を拡張した。特に新しい点は、(1)商工業者法定台帳の作成、管理、運用、(2)地区内商工業者に対し、調査権をもつなどの点である。(第一一・一三条)

(5) 財政の確立のため負担金を賦課し得るとともに、従来徴税当局の話合いのうえ、一部非課税とされていた法人税、所得税のほかにさらに登録税、固定資産税を新しく非課税とした。

このような新法の施行により、各商工会議所は三十一年三月三一日までに組織を変更し、通産大臣の認可を受けねばならなくなつた。本会議所もこれにより二九年三月二〇日通産省の認可を受け、四月一日から新商工会議所法に基づく商工会議所として発足した。

まず本会議所の目的は「地区内における商工業者の共同社

- 会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することにある。そしてこの目的を達成するために次の事業を行なうことになった。
- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
 - (2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること
 - (3) 商工業に関する調査研究を行なうこと
 - (4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行なうこと
 - (5) 商品の品質及び数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行なうこと
 - (6) 輸出品の原産地証明を行なうこと
 - (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること
 - (8) 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること
 - (9) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行なうこと
 - (10) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつた。
- (1) 一號議員 七〇名 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって全員のうちから選挙した議員
- (2) 二號議員 四九名 次に述べる一六部会が部会員（部会
- (11) 商事取引に関する仲介又はあつ旋を行なうこと
 - (12) 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行なうこと
 - (13) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行なうこと
 - (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行なうこと
 - (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること
 - (16) 商工業に関する図書を収集し、一般の閲覧に供すること
 - (17) 國際親善及び通商振興に資する事業を行なうこと
 - (18) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行なうこと
 - (19) 行政庁等から委託を受けた事務を行なうこと
 - (20) 前各号に掲げるものの外、本商工会議所の目的を達成するため必要な事業を行なうこと
- さらに二九年秋、現議員の任期の満了にともない、新法に基づく議員を選出することになり、その方法は次のとおりであつた。

員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者)のうちから選任した議員。金属工業(三名)、機械工業(五名)、化学工業(六名)、繊維工業(四名)、建設業(三名)、動力燃料(一名)、貿易(六名)、機械金属卸売商業(三名)、繊維卸売商業(四名)、小売商業(一名)、雑貨(一名)、紙業(二名)、食糧(三名)、理財(三名)、交通(三名)、文化(一
名)

(3)三号議員 二二名 一・二号の議員の外、一号議員及び二号議員をもつて議員協議会を組織して、会員のうちから選任された議員 の計一四〇名となつた。

その後本定款は三四年四月、三五年一〇月、三六年三月にそれぞれ一部変更し、通産省から認可を受けた。

事業活動 本会議所の事業活動は、意見(建議)・調査・業務の三活動に分けられる。以下この諸活動の概要をみよう。

(1) 意見活動 意見活動は、二八年の新商工会議所法施行以前は、次の常設一部会が、各業種別各界意見をまとめ、理事会の議を経て上申する場合と、今一つは共通性をもつ特殊問題については、臨時に委員会を結成し、研究調査のうえ、発表することになつていていた。常設部会は、次のとおりである。

小売商業、卸売商業、貿易、一般工業、繊維工業、機械金

屬工業、化学工業、建設工業、理財、交通、生活文化

その後この部会は、新会議所法により、一層重要な地位を占

めるようになり、ここに金属工業、機械工業、化学工業、繊

維工業、建設業、動力燃料、貿易、機械金属卸売商業、繊維

卸売商業、小売商業、雑貨、紙業、食糧、理財、交通、文化

の一六部会に改められた。このうち新設されたものは、動力

燃料、雑貨、紙業の各部会で、他に増設されたものは分離新設の部会である。なお部会活動とともに、各業種に共通した

問題、より専門的な問題の審議機関としてそれぞれ委員会、

専門委員会を設けることとなつた。二年以降設けられた委

員会は次のとおりで、これにより時代の動きもまた明らかに

なる(括弧内の数字は設けられていた年を示す)。

補償打切善後措置委員会(一一一)、食堂委員会(一一一)、給与基準調査委員会(一一一)、経済法規専門委員会(一一一—三五)、税制委員会(一一一—一四)、二九一三五)、中小工業振興委員会(一一一)、経済復興計画委員会(一一一)、石炭配給機構連合委員会(一一一)、生産対策委員会(一一四)、電力再編成合同対策委員会(一一四)、金融危機対策委員会(一一四)、中小工業対策委員会(一一四)、港湾法案審議委員会(一一四)、新経済対策委員会(一一四—一九)、港湾法案審議委員会(一一四)、新経済対策委員会(一一四—一九)

部会・委員会の意見数一覧（そのⅠ）

年 度	23	24	25	26	27	28
小 壳 商 学 部 会		1		6	1	3
卸 壳 商 業 部 会		2		6	2	1
貿 易 部 会	3	4	3	6		
一 般 工 業 部 会	1	1			1	
織 維 工 業 部 会	2		1	2		1
機 械 金 属 工 業 部 会	1	2	1	2		
建 設 工 窯 業 部 会	3	3	2	2	1	1
化 理 交 食 生 活 文 化 部 会	1	1	9	8	6	5
税 制 委 員 會	11	15	2	2		
經 濟 法 規 専 門 委 員 會			3	2	2	
經 濟 復 復 興 計 画 委 員 會	3	2	1	2		
石 炭 配 給 機 構 連 合 委 員 會	1					
生 产 產 対 策 委 員 會		2				
金 融 危 機 対 策 委 員 會		1		4	3	3
中 港 法 案 対 策 委 員 會		2	1	2	4	2
財 政 金 融 政 策 委 員 會			4	2	2	1
新 経 濟 対 策 調 査 委 員 會					3	
木 材 パ ル プ 問 題 委 員 會					1	
海 運 造 船 政 策 委 員 會					2	
商 社 問 題 に 関 す る 委 員 會					1	
関 西 電 源 開 発 促 進 協 議 會					1	
プ ラ ン ト 輸 出 懇 談 會					1	
理 事 會 直 接 決 題 關 係 他				4	7	5
電 気 事 業 問 題 の そ の 他	2	5	2	2		
計	29	51	25	44	34	23

部会・委員会の意見数一覧（そのⅡ）

年 度	29	30	31	32	33	34	35
金属工業部会	1	3	2		1	1	1
機械工業部会	3	2		1	1		
化織工業部会		1			1		
建工設業部会	2	1	2	3		2	2
動力燃料部会	2	1	3	8	2	2	1
貿易部会	1	3	1				
機械金属卸売商業部会	1						
織維卸売商業部会		1	1	5	1	1	1
小売商業部会		1	1				
雑貨業部会	1	2					
紙食理部会	1	4					
交文部会	5	4	3	1	2	4	7
財政金融政策委員会	1	2	1	1	1	1	
税制委員会	1	1	4	1	2	2	1
経済法規委員会	2	3		1	1	2	1
産業政策委員会	1						
重油対策委員会	1						
エネルギー対策委員会			1	1		4	1
中小企業対策委員会		2	3	2	5		
輸出品声価向上対策委員会	1						
道路交通対策委員会	1					1	
地方制度調査委員会						3	
関西電源開発促進協議会						3	
商業活動調整協議会				1	2	5	4
大阪経済振興連絡協議会				1	7	5	4
大阪不燃都市建設促進協議会					2	1	
鉱工業地帯整備促進懇談会			1				
産業合理化懇談会					1		
常議員会直接決議	9	12	19	10	4	8	12
その他	36	44	43	39	40	46	38
計							

会(一五一一七)、財政金融政策委員会(一五一三五)、木材・バルプ問題委員会(一五・一六)、紙業委員会(一六一一八)、商社問題に関する委員会(二七)、海運造船政策委員会(二七)、中小企業対策委員会(一九一三五)、産業政策委員会(一九一三五)、エネルギー対策委員会(一九一三五)、重油対策委員会(一九)、輸出品声価向上対策委員会(一九)、道路交通対策委員会(一九)、大阪商品声価向上対策委員会(三〇一三一)、地方制度調査委員会(三〇一三五)、大阪商品向上委員会(三一三五)、国際委員会(三五)。

これらの部会および委員会における意見数は、三八・三九頁の表のとおりである。

(2) 調査活動 上述の意見活動を行なうために、本会議所の調査部では、基礎調査、調査資料の作成、情報の蒐集を行なつた。また定期的調査として、大阪経済の動向を適確に把握するため、大阪経済動向調査をはじめ中小企業動向調査や、中小企業状況および動向を毎月または四半期ごとに、また中小企物価・賃金・生計費調査を行ない、単に意見活動の基礎資料としてのみならず、さらに一般に公表して斯界の活動に資した。このほか特別調査も行なわれた。例えば北海道における大

阪織維品市場調査、設備投資需要の動向調査、企業の金利調査、資金事情調査、割賦販売の実情調査、大阪の工業構造調査を実施したごとき、あるいは貿易為替の自由化問題に関する物資の輸入自由化とともに影響調査など、調査活動は枚挙にいとまがないのである。

(3) 業務活動 商工会議所が他の経済団体と異なる点は、この業務活動の内容の相異にある。本会議所では、商取引の紹介・斡旋、商工相談、証明鑑定、信用調査、各種懇談会および講習会、説明会、工場見学、その他各種技能の検定試験などを業務活動として実施している。

また貿易振興活動として、貿易拡大のための海外市場の安定と輸出貿易体質改善に関する諸施策の推進、海外商業会議所との情報交換を一層緊密にすると共に、海外市场調査を行ない、また取引斡旋、貿易相談、各種貿易証明、クレームの解決、信用調査、翻訳なども行なつてゐる。

このほか本会議所とともに業務活動を行なつてゐる諸団体名をあげると、次のとおりである。

大阪経済調査会、専門図書館協議会関西地区協議会、大阪海陸協会、日本原子力産業会議関西原子力懇談会、日本原子力学会関西支部、大阪不燃都市建設促進協議会、関西電

源総合開発促進協議会、関西日加協会、社団法人大阪珠算
協会、大阪商工会議所検定試験処理事務所、国際商事仲裁
協会大阪支部

II 関西経済連合会

関経連の設立 関西経済連合会（関経連）は、二二年一〇月

一日に設立され、とくに自主性の強い関西財界を形成している。大阪にこのような自主的な、しかも独自な総合経済団体を、設立しようという意見は以前からあつたが、そのような状勢のうちに終戦になつた。関西財界の人々は、この戦争の痛手から立ちなおることは、自分らに課せられた重大使命であると考え、ここに本会の設立を見るに至つたのである。

まず創立趣旨をみると、その冒頭に「日本經濟再建の基底は戦災の復興であり、産業の急速なる振興であることは論を俟たない」と述べており、戦災復興と産業振興とに、その設立の目的があつたといえる。「之が為には業界に於ける凡ゆる産業人の常に緊密なる連繫と、隔意なき意見の交換を求め、十分且つ合理的な考慮と実行力を盛り上げた同志結合機関の存立を期待せねばならない」と説き、ここに本会が発足したのであるが、^(注) 本会規約の中では次のような目的を掲げている。

すなわち「本会は財政経済に関する重要な問題を調査研究し、関西産業界の総意を表明すると共に、会員相互の親睦提携を図るを以て目的とする」。

（注）関経連の初代会長関桂三の「関経連の創立当初を回顧する」（「経済人」第一五卷一〇号）によると「終戦と共にこの商工経済会も民主化され、地域別に会議所が出来る事になった。大阪府下でも一五から二〇位も出来る事となり、大阪商工会議所は大阪市だけのものとなつて会員数も減り、入会についても自由入会という事になつたので、自然財政も苦しくなり、予算も容易に組めなくなつた。そこで将来の発展を期待するとしてもとりあえず、会議所の機構を縮少して、なるべく金のかからぬ様にしなければならなくなつたのであるが、偶々従来よりあつた調査部も会議所として法規上の職能を果すだけであれば、必ずしも必要でなくなったので、これをそのまま新に発足する関経連の調査部にもつて來ると云う構想を立てて、私が初代の会長となり、菅野和太郎氏に事務局長を引受けて貰つた訳である」と述べられ、関経連発足当時の苦心の一端を披瀝している。

次に会員は「産業経済に関する団体、法人、個人並に学識経験を有する者」となっているが、元来本会は「産業人の自由なる創意と活潑なる活動を促進する綜合研究機関」であり、同時にまた「関西産業人の互助提携を基盤とした親睦団体」でもあり、そして「自由なる討議と中正なる判断とに依り、産業人の総意を産業復興の促進に指向して自主的経済体制の確立を助成せんとするもので、政治的性格は毫末も之を帶びてゐない」のであるから、商工会議所のように中小企業を含む広汎な組織ではなく、財界大手筋を会員とするものである。しかし総合経済団体であるから、その機能は商工会議所に類似する。

関経連の動き

以上のような目的で出発した本会の主要事業は、関西財界の総意を表明する意見活動であり、このため各種委員会を設置して、財政経済の重要問題を検討し、また審議するにある。このほか意見活動を補助する実態調査活動や、本会との協働機関などがある。以下順をつて本会の活動の概略を述べることとする。

(1) 意見活動 当会の発足当時は、問題発生ごとに委員会を設置し、一応結論を得ると解散するという、いわゆる特設委員会制度であった。その後二七年二月からは、常設委員会

問題別意見数一覧表

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	計
財 政		1					2	2	1	2	1	2	1			12
税 制	1	2	10	19	23	13	15	16	13	4	10	7	11	2		146
金 融	2	4	2	3	3	1	1			4	1	2	2	3		28
通 商	1	1	5	2	2	4	4		1	1	1	1	1	2	2	28
产 業	3	5	7	3	1	12	10	5	3	5	1	2	1	1	1	60
商法と独禁法		1	2		1	2	1	2	1	1	1	1	2	1		16
証券取引法			1	1	4	3	2	2	1	1						15
そ の 他	1	2				1	1	3	4	1	4	4	1	3		25
計	6	13	19	21	26	45	36	26	28	31	10	21	18	21	9	330

実態調査数一覧表

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	計
税 制		6	6	6					2	2	2	1	1		26
金 融			2	2	1			1	1						7
通 商	1	2	1	1	2	6	2		3	1					19
産 業				1	7	5	4	2	1	1	1	2	1		25
商 法						1	2	1							4
証券取引法					1	1	1	1		2	5				11
そ の 他	1	2	1	2	3			1		1	1				12
計	1	3	10	12	17	15	5	8	8	5	5	8	4	3	104

制度を採用し、三五年度末現在次の各委員会を設置している。
 すなわち財政、通貨金融、法制、經理税制、地方行財政研究、
 貿易、国際經濟協力、社会保障、技術、中小企業、化学工業、
 輸送通信、海運、食糧対策、綜合經濟政策、大学制度改善研
 究の一六委員会である。この各種委員会はそれぞれ専門の意
 見活動を行なうのであるが、三五年までに取り扱った問題別
 意見をみると前頁の表のとおりで、設立以来三三〇件にのぼ
 る意見が、各委員会で決定された。

(2) 実態調査活動 上述の意見活動は、主として委員会に
 おける委員の意見を取りまとめるものであるが、問題によつ
 ては多くの会員の意見を聴取して決定せねばならない場合も
 ある。このようなときに委員会の作成した実態調査票を関係
 者全員に配布し、回答を求め、その結果を委員会にて検討し、
 意見活動の基礎とした。この実態調査の結果は、経済資料あ
 るいは関経連叢書として公表されている。この調査を問題別
 年度別にして示すと上表のとおりである。

(3) 協働機関活動 本会の協働機関は六種類あり、それぞ
 れの目的および事業を列挙すると次のとおりである。

(1) 関西企業研究会 (二四年一月二七日設立)
 当研究会は、企業経理に関する諸問題を研究討議すると共に、

これに関する意見を取りまとめ、経理税制委員会に原案を提出し、意見を決定している。また企業経理に関係ある講演会・懇談会の開催、あるいは最近の資料・図書の配布を行なっている。

(iv) 監査研究会（二九年九月二九日設立）

本会は各企業における監査関係者が相寄り相扶けて相互にその知識経験の交換をなし、監査に関する諸般の問題を研究する目的で設立された。この目的を達するため監査問題に関する研究会の開催、内外における監査参考資料の紹介、講演会・懇談会の開催を行なっている。

(v) 近畿民間研究機関懇談会（二三年七月設立、三一年九月一四日協働開始）

本懇談会は研究管理をはじめ、科学技術および研究の振興に関する諸問題を調査研究し、討議するとともに意見を取りまとめて、関係委員会又は常任理事会議に原案を提出し、意見を決定することになっている。又必要に応じ関係工場の見学を行なうほか、日本学術会議とも密接な連繋を保っている。なお同懇談会から関経連の協働機関として、事務を当会事務局で引き受けたといいう申し出が三一年八月にあり、よって当会は常任理事会議の議を経てこれを受諾し、三一年九月

から協働を開始した。

(vi) 租税学会（二五年一〇月一七日設立）

わが国租税制度の改善発達と税務行政の適正な運用を促進するための科学的調査研究を強力に推進し、よりよい税制を国民の手によって生みだすために、学界財界の有識者により設立したもので、会員の研究報告、財政・税政に関する資料・図書の配布、講演会などを行なっている。

(vii) 湯川記念奨学会（二五年一〇月設立）

本奨学会は、湯川博士のノーベル賞受賞を記念して、博士の偉業を継承すべき学者養成のため、関西財界によって組織されたものであり、設立以来三四年八月までに研究助成を行なってきた理学者は一、〇二〇名に達した。

(viii) 財團法人阪大経済研究協会（三二年一一月設立）

本協会は、大学における学術研究、特に経済学及びこれに連する諸科学の研究発展を図るため、大阪大学経済学部附属社会経済研究室その他の研究機関の研究活動を奨励し、援助することを目的としている。なお本協会の前身は二七年一二月に大阪大学経済学会懇話会として発足し、その後阪大経済懇話会と改称された。この懇話会は阪大経済学部の設立が日浅く、経済界との結びつきがなく、かつ経済界としては同学

部の発展に期待するところが大きかったので、これと接觸を保つことによつて研究の成果を経済界に取り入れ、又實際経済を學問研究に導入できるよう協力する必要上、阪大経済学会と財界との連繫を計るとともに、同学会の事業を後援する目的で設立されたものである。

III 関西經濟同友会

関西經濟同友会は、二二年五月八日に設立された、自由人色彩の濃い経済団体であるが、本会が發足する以前に、經濟同友会関西支部として出発していたものである。

經濟同友会関 記者會は、二一年四月三〇日東京において創立された。本会の特色は、同会の設立趣

意書に明らかであり、また関西經濟同友会もこの特色を強く踏襲している。それは「日本はいまや焦土にひとしき荒廃の中から立上ろうとしている」という悲痛な句からはじまり、「今こそ同志相ひきいて互に鞭撻、脳漿をしぼって、我が經濟の再建に総力を傾注すべき秋ではあるまいか」という決意のもとに「本会は日本經濟の堅実なる再建を標榜する中堅經濟人有志の機關であるが、その立場は飽くまで經濟職人若くは經營技術者としての立場を採る。従つて政治的立場は無色

である。われわれは何れの政党からも自由であるが、しかし職能人として政策には関与する。而して各政党の経済政策が洵に貪囲を極めている現状に於て、日々の生産に足場を持つ職能人の経験と知識が、国の施策に充分に生かされなければ日本經濟の秩序ある再建は覚束ないと考える。なお此点については本会は中央經濟團体を始め、各經濟團体と密接に連絡を執り、充分に協力して行きたい。本会は他面、會員が相互に啓發し合い切磋琢磨する教室でもあり、また氣楽に親交を温める俱樂部でもある」と述べている。すなわち本会は中堅財界人を中心にして、進歩的な經營者意識の涵養と、國民經濟的な立場において、混乱した經濟諸問題に取りくもうとする熱意から出発しているのである。

上述の目的をもつた經濟同友会は、設立当初から関西に支部を設けることが予定され、設立準備は二一年八月一三日から三回にわたつて行なわれた時局懇談会の形式で開催され、九月二三日には関西支部設立準備委員会もできあがり、同会の支部の一つとして一〇月三日関西支部が設けられた。そして翌一一月には「日本貿易の進むべき道」、「外資導入に関する意見」を発表したのである。また産別會議・日労・総同盟の幹部たちと懇談をかさね、関西産業復興運動を推進した。

関西經濟同友会 ところが、この関西支部が出発したころ、
の設立と性格 大阪商工会議所を中心とした大阪經濟新人
会との合併機運がたかまり、ついに両会の拡大強化を図るた
め合同することになり、ここに関西經濟同友会が誕生するに
至つたのである。

もともと經濟同友会の支部であつた関西支部規約の第三条
には「当支部は左の事項を除く外、本部の拘束を受けず、独
自の活動をなす事が出来る。(1)建議・声明等經濟同友会全般
としての政治的活動に関する事項、(2)支部予算に関する事項、
(3)支部規約変更に関する事項」という条文があり、ここに関
西經濟同友会に發展する素地があつた。一方二一年三月に設
立された大阪經濟新人会は、大阪經濟界の新人をもつて組織
され、その目的は、同会規約第二条には「本会は日本經濟の
再興に関する重要問題を研究し、この結果の実現を図る」と
あり、両会の合併こそが構成員の重複することを避け、經濟
問題を円滑に処理することができると考えられた。そして二
年一月ころからこのことが論議されるようになり、遂に両
会の發展的解消、関西經濟同友会の結成となつた。すなわち
同年四月一四日經濟同友会関西支部は解散決議を行ない、五
月八日に関西經濟同友会の創立総会を開催したのであった。

このようにして発足した関西經濟同友会は、經濟同友会と
別個な組織をもつものではなく、同会設立に際しての声明書
には「經濟同友会の全国的組織の一環である」ことを明らか
に示している。しかし一面「其活動の全域に亘つて飽く迄も
自主性と独立性を保有している」という性格をもつているの
である。このことは「独立独歩的な弧高さを謂うのではない。
緊密な連絡をもつて同一目的に邁進するけれども、決して他
の団体の活動からは制約せられない、自主性を謂うのであ
る」という他の經濟団体にはみられない性格と機能をもつて
いることを示している。このように創立精神が自由公正にして
建設的な批判を建前としているところから、

「我々は他の諸經濟団体の活動から自由であると同じ意味
で、亦職業や、党派や、階級や、觀念の支配からも自由で
ある。從而我々は一切の主義に関して人の人格と且つその
各々に現われる精神とに対する尊敬を要求する。我々は政
治的には不偏不党ではあるが其れは決して政治的関心の浅
薄さを現わしてゐるのではない。それは完全に調和した自
由人の結合であるからである。反対に我々は政治に関して
深い関心を寄せている。何となれば我々は現在の統制機構
が産業構造の不均衡性をますます増大せしめていること、

之が為め眞面目な企業家、経済者、労働者達が全く浮ぶ瀬がないこと、そして之が現在の縮少再生産の原因であることを充分知つてゐるからである」

と論じてゐる。これはとりもなおさず前述した経済同友会の設立趣意とも一致してゐる。

さらに本会の特色は、会員にある。「本会は関西地方在住の経済人にして、本会の目的達成に協力する熱意を有するもの」を以て組織する」とあり、経営人・産業人の個人が会員である。そして「経済人としての職能的立場から日本經濟の民主化並にその平和的再建に寄与することを主たる目的とし、会員相互の切磋琢磨によつて得られた政策意見等は、之を率直に発表して世論に問うと同時に、必要なる実践活動をも敢えて惜むものではない」と声明している。要するに企業の利害の立場に立たず、個人の意見の上に、経済政策を中心研究討議をなしていくことになつたことができる。

関西経済同友 本会の目的は「経済人として職能的立場から、会の事業 日本經濟の民主化並にその平和的再建に寄与し、併せて会員相互の啓発親睦を図ること」にあり、この目的を果すために、経済同友会の全国的組織の一環として、次の事業を行なうのである。

戦後大阪の経済団体

(1) 経済問題に関する調査研究

(2) 経済諸政策に關し、関係当局に建議し、又はこれが諮詢に応ずること

(3) 研究会、懇談会、討論会等の開催
(4) その他必要な事業

である。しかし他の団体同様、意見・建議活動が事業の中心であつた。

本会の設立に際しての声明書には、金融・貿易・労働・生産の四部会と、国際經濟・中小企業対策・經濟民主化の三研究会を設け、部門別又は総合的な研究をすることにし、また緊急処置を要する場合は、各委員会を設け、至急に意見を取りまとめることになつてゐる。この声明に基づいて例えば二四年には、金融・生産労働・海運貿易の三部会と、証券・交通運輸及び文化の三委員会、中小企業問題・経済政策・国際經濟の三研究会をおいた。以下三五年までにおかれた部会・委員会・研究会を示すと次のとおりである。

部会 金融、生産・労働、労働、海運・貿易、貿易、通商、厚生・文化、文化、産業、科学、中小企業、国際的

の事業を行なうのである。

性向上と雇用、科学技術教育改革、一〇周年記念事業、經營者理念、総合エネルギー、政府と企業、関西経済振興

研究会 中小企業問題、経済政策、国際経済、経済問題、
経済情勢、經營問題、時事

そしてこれらの各会が、毎年度の活動基本方針を掲げ、共通して活動を行なつた。その題目を示すと次のとおりである。

二三年 統制撤廃と企業の徹底的合理化、国際経済では自由經濟論の主張

一三年 日本経済再建を(1)自由主義経済、(2)社会化経済、(3)経済道義の再建を人類学的精神にて推進、の三つの考察方法から討議し、新しい自由主義の方向の要望

一四年 均衡財政堅持の主張

一五年 人類のための経済を目標に、金詰り対策、民間資本の蓄積、資本及び分配の社会化試案を研究した。

とくに修正資本主義的見解を表明し、自由主義経済に人間的裏打ちを与えることが必要であるといふ意見が強かつた。

一六年 朝鮮動乱の進展と世界的軍事拡張傾向に伴ない、

再統制論も出たが、「経済統制に関する基本方針」で、直接統制によつて損なう損失よりも、自肅的取引を選ぶ方が企業的・社会的にも有利であるということで発展せず、一方講和により、占領立法の改正、政治面への発言力を強めていく。

経済同友会の再生を基本方針とし、研究活動の充実を図る。

二七年 特需のないものとしての日本経済の自主化政策と、関西経済振興方策にあつた。

二九年 國際経済における日本経済の地位回復
三〇年 議会政治の権威の確立と擁護

三一年 経営者の經營に対する対策（経営者の社会的責任）、中小企業を中心とする社会的緊張、生産性向上と雇用、科学技術教育改革対策、一〇周年記念事業、の五つの特別委員会を設け、積極的な活動を行なう。

三二年 日本経済における安定と進歩の同時的達成とその条件の整備

三三年 日本経済の矛盾の解明とその対策

三四四年 自由主義経済の発展を基調とした企業經營者の自

主的・創意的活動力の發揮、経済体质の改善向上、
三五年 日本経済の繁栄の実態分析、経済の均衡ある発展、
自由化対策

IV 関西経営者協会

関西経営者協会 関西経営者協会（関経協）は、二一年一月
会の発足

一八日創立総会によつて結成された経営者の
地域総合団体である。本会は終戦直後の混沌とした経済界に
あつて、二〇年一二月労働組合法が公布され、労働者の団結
権、交渉権、罷業権が保障された当時において、それら労働
運動に対抗するための経営者側の要求に基づいて設立された
ものであり、公正な立場において労働問題を研究し、労使協
力して日本経済復興を行なうことを目的としたものである。

団結行動権の意義と本質を正しく理解、尊重しつゝ、一方に
おいてこの新らしい時代の労働問題に対する経営者の相互啓
発をはかると共に、他方経営者として主張すべきは飽くまで
もこれを主張、企業経営（人事、経理、組織等）の主要な権
利と責任に基いて正当なる労資関係を樹立し、産業平和の確
保と経済の民主化に寄与するための施策を講ずる」ところの、
経営者自身の協会である。そこで(1)各企業における実務担当
者が参加して、具体的、現実的に上述の目的を達成する研究
を行ない、(2)会員の相談に対して業種、規模、その他実情によ
つて実際の解決が図られるように努めており、(3)さらに経営
者間の連絡と、たえず相互の啓発、意見の疏通を図つてゐる。

関西経営者協会の事業

本会の事業は、経営者の見地にたつて調査研
究活動を中心に行なつてゐるが、ここでは調査研究活動
についてのみ述べる。

調査研究活動 調査研究は、労働法、労働経済、人事管
理、福祉厚生・社会保険の四関係にわけて各専門委員を設け
て行なつてきた。

関経協はまた「経営者の強固な團結を図ると共に、経営者
ることにより、企業の繁栄とわが国経済の興隆に寄与するこ
と」を期したものである。

関経協はまた「経営者の強固な團結を図ると共に、経営者
のことにより、企業の繁栄とわが国経済の興隆に寄与するこ
と」を期したものである。

会と労働基準法専門委員会が設置された。この委員会が対象とする研究は、労働基準法・労働争議に関するものであった。労働協約専門委員会は、委員長以下二〇名で組織され、「労働協約締結の手引」(経営労働叢書第一集)の作成を第一号とし、さらに「労働組合法改正に関する意見」の建議を行ない、研究活動を行なうに至った。

一方労働基準法専門委員会は、委員長以下二一名をもつて結成され、まず「労働基準法草案に関する改正意見」の建議を関係当局に行なった。

一二年四月労働基準法の公布があり、特に労使関係の問題を中心取り扱っている本委員会は、法の普及と研究に努め、労働基準法研究会を組織し、巡回講演や研究会を行なった。さながら本法に基づく「就業規則作成の手引」を刊行するなどして、着々と成果をあげたのである。

次は労働経済関係である。専門委員会の中に給与小委員会が設けられたのは一二二年一月であった。そして同年三月には「最低賃金確立に関する基本的意見」を発表し、当時の混乱した時期に最低賃金制に明確な回答を経営者に与えたのであった。このように労働経済関係委員会は、賃金調査を対象とした研究調査を進めていった。

人事管理関係は、二五年四月に人事管理専門委員会が出発した。本委員会は、人事管理機構の調査研究にあつたが、このように他の委員会の設立より遅れたのは、混沌とした戦後経済が、経済安定により、ようやくその必要性が認められだしたことであろう。

福祉厚生・社会保険関係についてみると、社会保険小委員会が設けられたのは一二二年二月であった。戦後の混乱した社会経済状勢の下にあって、社会保障制度確立の重要性が深く考えられたためであった。したがつて当時の社会保険制度全般につき、検討を行ない「社会保険制度改正に関する意見」を発表している。

その後の各委員会の調査研究活動の主なものの題名を列挙すれば次のとおりである。

退職金制度の本質(一二二年七月)、退職金制度のあり方(二三年九月)、労働生産性低下の実態とその克服に関する考察(二四年七月)、賃金体系のあり方(二五年二月)、臨時工の取扱・臨時工制度(二五年四月)、国等を相手方とする契約における労働条項に関する法律案に対する意見(二五年九月)、治安態勢強化に関する意見(二六年八月)、職場防衛基本要項(同上)、臨時給与のあり方(二七年三月)、学生運動

に関する要望（二七年七月）、労使協力に関する事項の研究（二八年一月）、労使協会のしおり（二九年一二月）、定期昇給制度の本質（三〇年三月）、違法争議行為の責任について（三一年二月）、賃金形態に関する一考察（三一年五月）、社宅寮管理規程参考例（三二年一二月）、臨時従業員就業規則参考例（三三年一月）、人事考課表参考例（三三年三月）、レクリエーション運営上の問題点（三三年五月）、中小企業社長経営労務研究会を開催（爾後毎年春秋二回開催決定）（三四年一月）、組合活動と賃金（三四年一月）、従業員身上関係調書（同上）、賃金構成に関する考え方（三四年三月）、労働問題研究会開催（爾後毎月一回開催することに決定）（三四六年六月）、懲戒をめぐる問題点（三五年三月）、団体交渉をめぐる問題点（三六年三月）、昇給昇格登用に関する諸問題（同上）、賃金水準の比較（同上）、私傷病休務に関する問題点（同上）

V 大阪工業会

本会は大正三年七月、大阪工業の進歩発達を目的として創設されたもので、商工会議所につぐ古い歴史をもつていて、設立当初の目的は、鉄鋼業振興・兵器民営・工業教育の振興

にあり、それぞれ日本鉄鋼業の進歩・海軍関係兵器の民間参画、工業学校の設立など、工業界振興に努力してきた。

さて戦後の本会は「工業の共通の利益を増進し、工業の進歩発達を図ること」を目的としているが、時代の発展とともに会員は、単に工業者のみに限定せず、さらにわくを広げて商社・金融機関なども包含し、工業より産業全般の立場から、その目的を遂行することになった。

大阪工業会の 活動

活動が重点であるが、上述の目的を達成するため、(1)工業に関する調査研究 (2)工業に関する知識及び教育の普及振興 (3)工業の振興に関する意見の公表及び関係当局に対する具申建議 (4)工業に関する情報及び資料の収集刊行など工業の発達を中心とした事業を行なっている。

次に本会の行なった活動を跡づけてみると、まず内部的なものとしては、会員の定例午さん会と地方産業視察旅行があげられ、これが本会の一特色であり、この両者とも戦前から活潑に行なわれていた。前者は工場視察と講演の実益と午さんによる会員相互の親睦を図ることを目的とし、三年三月から毎月一回実施され、戦時中は中止されていたが、二一年一〇月から再開され、三五年度末までに通算二九二回行なわれ

た。後者は地方産業視察に重点をおき、併せて旅行による会員懇親の機会を図ることを目的とし、三年八月から行なわれ、戦時中は中止し、二三年一月から再び行なわれ、三五年九月までに通算二三回行なわれた。

本会の異色は、会員を長生会（二四年八月発足、七〇才迄を中心とした長老会員有志の懇親会）、五月会（二三年五月結成、五〇才前後の有志会員で結成した相互啓発に重点を置き、併せて親睦を図る目的の会）および新人会（二三年六月発足、主として四〇才以下の青壮年会員有志により結成されたもので、新時代のわが国産業経済界を指導すべき産業人育成と、相互啓発による進歩発達を期するとともに、大阪工業会の推進機関とすることを目的とする会）などのように、年齢別に分けていることと、今一つは、活潑な実践的性格をもつてゐることである。例えば、「石炭よこせ運動」や、電力再編時における運動など、また後述する関西特需協力会や関西学生就職連絡協議会の設立発議など、その例である。

外的には、まずいちはやく労働問題の重要性にかんがみ、関西経営者協会を設立した。すなわち労働組合法が二一年三月に施行されてから、從来弾圧を受けていた労働運動が活潑化し、激しくなってきたので、これに対しても日本経

當者団体連合会（仮称）を作り、これに対抗しようとしたが、連合軍総司令部から、このような全国的な組織を作ることに異論をとなえられたため、それは遂に成立しなかつた。そこで経営者はとりあえず、地方的団体として結成することになり、二一年六月東京に関東経営者協会が創設され、これに対し関西側は、本会が中心になつて、二一年一月一八日創立総会を開催し、前述した関西経営者協会が成立したのである。次には関西特需協力会の設立である。特需問題が本格的に取り扱われるようになつたのは、二七年の半ばころで、業界は不況からの脱出を図ろうとしたが、特需を受け入れるためには民間機構の整備確立を行なう必要があり、まず経團連では、同年八月五日「日米経済協力に関する民間機構設置要綱」を発表した。これに対し大阪においては、本会が特需協力機構をまず取り上げた。ついで大阪商工会議所の重化学工業懇談会においてもこれを検討し、結局本会の提案により、両団体のほか関西経営者協会を加えて、特需受注の関西側受入れ一元化の体制を作り上げるための準備委員会を結成し、そして八月一日関西特需協力会（注）を設立した。

関西特需協力会 本会の事業計画は次のとおりである。

- 1 特需生産を関西地方へ誘致するため、関係内外諸官庁への運動。これがため、現在行なわれつつある米軍発注方法・入札方法改善に対する努力
- 2 発注事項の迅速な把握とその周知
- 3 公認登録制度の実施と、これに伴う関係資料の整備
- 4 元請、下請関係の調整と斡旋
- 5 日米行政協定の研究と、これに対する要望意見の実現
- 6 アメリカ国防生産方法並にこれにもとづく契約方法の研究と周知徹底
- 7 技術指導の斡旋と新技術の指導講習会の開催
- 8 紛議処理の斡旋と紛議事項の周知
- 9 工場防衛対策の検討とその実施勧奨（設置を見た委員会は、誘致対策・情報・産業系列・技術・紛議処理の五委員会である。なお、工場防衛に関する委員会は、関西経営者協会において担当）

一方三一年四月には、生産性関西地方本部が発足し、本会が事務局を引き受けこととなつた。

VI 経済団体連合会大阪事務所

経団連大阪事務所は後述するように、独自な目的をもつて事業を行なうのではなく、経団連の大坂事務所としての役割しかもつていよい。そこでここでは経団連の成立する経緯とその目的を述べ、そして大阪事務所にも触れておく程度にすらによって構成されたもので、若い経済人の社会鍛練を目的とし、国際青年会議所一員として、国際的諸会合にも代表を派遣している。

経済団体連合委員会の設置は、日本経済連盟会・重要産業協議会・日本

そのほか二七年一二月には、関西学生就職連絡協議会を設けた。この協議会は、当時の就職難の対策として、新規大学卒業生の就職促進と、中小企業への就職の斡旋を行なうという目的をもつていている。

さらに三四年九月には、大阪高等技術研修所を設立した。それは産業界で技能者・技術者不足対策として、作業現場の中堅技術者となる工業高等学校卒業者に対し、技術的知識を伸張させ、その素質向上を図る目的で、大阪府・市・財界の協力を得て設立されたのである。

商工経済会・商工組合中央会の四団体の会長に、戦後日本の経済收拾方法について諮詢した。その答申の中に「主要民間経済団体は、戦後經濟の処理に關し、經濟界の総意を凝結し、總知を動員するため、共同の委員会を設置し、戦後処理の問題に關しては、各団体は右委員会の協議の下に活動することとし、単独の活動を行わざるものとすること」という一項目があつた。

これに基づき経團連の母体となる經濟団体連合委員会を上記四団体で結成することになり、二〇年九月一八日には、早くも第一回の連合委員会が開催された。委員会は日本經濟連盟会長井坂孝が各団体の推せんによる四四名の委員を委嘱して行なわれた。同月二六日には、第一回常任委員会が設けられ、食糧・船舶・織維・化学・鉄鋼・涉外の六分科会を専門分科委員会として設置することに決定した。なおその後必要に応じてこの分科会は増設されていいる。

一方一一月二〇日には、全国銀行協会連合会も、この委員会に参加して一層充実し、委員会は敗戦後の日本經濟の各種の難問題を取りくみ、相当の成果をあげたのである。

ところが戦後のはげしい変動の中で、経済団連の発足

体連合委員会の基礎となっていた日本經濟連

盟会の解散問題がおこり（二一年五月二九日解散）、また重要産業協議会（二一年二月二七日解散）・金融団体（二一年四月二日全国金融団体協議会設立）などにも改組整備の声があがつた。そこで本委員会の各団体の共同委員会という初期の目的とは合致しないことになり、新しい性格のもとに民主化された総合的經濟団体に發展する方向に進むに至り、二一年一月この委員会に総合經濟団体設立特別委員会を設け、ここに経團連設立準備の第一歩を踏み出した。

五月中旬には「經濟団体連合会設立要綱」ができあがり、占領軍と政府当局にこれを示し、その意向を徵したところ、次のような目的で設立するならば、許可されるということがわかつた。すなわち(1)構成員の意志を拘束し、統制するような権力集中的組織でないこと (2)財閥の勢力を混在し、またはこれを代弁するような機構とはならないこと (3)役員の選任・構成はあくまでも民主主義的原理に基づいて行なわれ、特に中小商工業者の意向が十分に反映するよう考慮せられること (4)役員中には、追放令該當者を加えないこと このようにして設立準備は着々と進み、八月一六日、經濟団体連合会創立総会が開催され、発足し、次のような要旨の定款が定まったのである。

経団連の定款

まず本会の目的は「経済界における各部門の連絡を図り、財政経済に関する内外の諸問題

要旨

を研究して、経済界の公正なる意見をとりまとめ、その実現に努力し、もつて国民経済の自立と健全なる発展を促進することにあつた。この目的を遂行するため、(1)委員会および懇談会などの設置その他の方法により、広く経済界の知識と経験を活用して、企業運営の刷新、科学技術の振興を図ること (2)経済政策・経済行政・経済諸法規の整備改善などについて、国会・政府その他に対し意見を具申するとともに、これが円滑なる実施に協力すること (3)経済界の実情、経済問題に関する経済界各方面の意見などを内外に紹介するとともに、国際経済問題について各国経済団体と協力すること (4)内外経済上の諸問題に関する調査研究、統計の作成および資料の収集を行なうこと (5)内外情報の交換・資料の頒布・機関誌の発行・講演会および研究会の開催などを行なうこと (6)前各号の外、本会の目的達成に必要な事業を行なうことが定められた。

その後二六年の講和条約を契機として、経済団体の再編成の機運が起こり、日本産業協議会（二一年八月九日創立）は、経団連に二七年九月二十五日吸収合併を承認し、一月二〇日

経団連第一二回（臨時）総会、日産協第一三回（臨時）総会にて、ほぼ現在に通ずる経団連ができあがつた。

経団連大阪事務所

経団連と大阪の関係は、経団連の地方組織活動からはじまる。二二年七月中央役員と関西

会員との間に、第一回関西会員懇談会と関西経済連合会との連絡懇談会を開催してから積極的に展開され、八月二五日開催の関西役員会で「関西会員懇談会及び関西役員会の組織並に運用方針」が決定され、これに基づいて世話人会が同日開催された。

世話人会は、日本経済連盟会の関西支部事務所をそのまま引きついで、関西出張所としていたが、二三年五月一日から、これを関西事務所に昇格し、その取り扱いの地域範囲を二府一三県とした。

大阪事務所の性格

経団連大阪事務所は、中央財界との連絡調整独立して単独な事業など一切行なっていない。ただ定例関西地方会員懇談会・関西地方役員懇談会・関西地方世話人会および各地域別経済懇談会に分れた各種懇談会組織のもとに、東西財界の意志疏通を図ることが本事務所の機能である。

参考文献

- 昭和大阪市史（第三巻） 大阪市編 二九年二月
 朝日経済年史（二九年版） 朝日新聞社経済部編 二九年
 六月発行
- 大阪経済年鑑（二五年—三六年版） 大阪商工会議所発行
 経済団体の現状一覧 経済団体連合会編 三八年三月
 経団連の一〇年 経済団体連合会発行 三二年五月
- 大阪商工会議所事業報告（各年版） 大阪商工会議所編
 大阪商工会議所七五年史 大阪商工会議所発行 三〇年一月
 同八五年史 同所発行 四〇年七月
 関経連一〇年の歩み 関西経済連合会発行 三二年三月
 経済人（第一五巻一〇号） 関西経済連合会発行 三六年
 一〇月
- 関経連事業概況（第九一一四号） 関西経済連合会 三二一年一月
 経済同友会一〇年史 経済同友会発行 三一年一一月
 関西経済同友会一〇年の略史 第一四回関西経済同友会大会資料 三一年一二月
- 関西経営者協会（パンフレット） 三七年六月
 関西経営者協会員名簿 三七年七月
 大阪工業会五〇年史 大阪工業会発行 三九年一二月
 大阪工業会月報（第七七号） 大阪工業会発行 二九年七月
 大阪工業会会員名簿（三七年度版）
 大阪工業会会員名簿（三七年九月
 関西における生産性運動一〇年の歩み 生産性関西地方本部編並に発行 四一年四月
- 関西経協（第一五巻一〇号） 関西経営者協会刊 三六年
 会資料 四一年一〇月
 会資料 四一年一〇月
- 関西経営者協会（パンフレット） 三七年六月
 関西経営者協会員名簿 三七年七月
 大阪工業会五〇年史 大阪工業会発行 三九年一二月
 大阪工業会月報（第七七号） 大阪工業会発行 二九年七月
 大阪工業会会員名簿（三七年度版）
 大阪工業会会員名簿（三七年九月
 関西における生産性運動一〇年の歩み 生産性関西地方本部編並に発行 四一年四月
- 関西経営者協会（パンフレット） 三七年六月
 関西経営者協会員名簿 三七年七月
 大阪工業会五〇年史 大阪工業会発行 三九年一二月
 大阪工業会月報（第七七号） 大阪工業会発行 二九年七月
 大阪工業会会員名簿（三七年度版）
 大阪工業会会員名簿（三七年九月
 関西における生産性運動一〇年の歩み 生産性関西地方本部編並に発行 四一年四月